

令和 5 年度

事業計画書

自：令和 5 年 4 月 1 日

至：令和 6 年 3 月 31 日

社会福祉法人 宮古島市社会福祉協議会

基本目標

現在、少子高齢社会の急速な進展や地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、支援が必要な世帯の増加、高齢者等の孤立化、子供の貧困や虐待、生活困窮、引きこもり、地域の相互扶助の低下等、福祉や生活に対するさまざまな課題が深刻化する中、家族の絆、地域住民の支え合い、交流の大切さが重要視され「地域共生社会」と「地域包括ケア」の実現に向けた取り組みがされています。

本会では、社会福祉法人制度改革が進められる中、これまで以上に透明性・公益性を確保し、多くの市民の皆様に参加・協力していただけるよう、活動努力と情報発信に努めてまいります。

そして、社会福祉法に「市町村の区域内の地域福祉の推進を図ること」を目的に位置付けられた社会福祉協議会として、広く市民や社会福祉関係者との協働と、行政の『公共性』と、民間組織としての『自主性』という2つの側面を併せ持つ組織力を活かし、地域住民やボランティア、関係機関との連携を密に活動を行います。

地域福祉活動計画を基本に、沖縄県社協地域福祉活動計画に掲げる「THANKS（サンクス）運動～地域の人々が明るいネットワークを築き支え合う社会の実現～」を推進し、市民一人ひとりの福祉のニーズに対応していくことで市民の誰もが安心して、自分らしく、生きいきと、自立した生活ができる地域社会の実現に向け事業を実施します。

重点目標

1、組織運営、経営基盤体制の強化

より安定した経営ができるよう、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化など、社会福祉協議会として組織運営体制を整備し継続的かつ安定的な経営をしていくほか、社会福祉協議会の目的である「地域福祉の推進」を確実に実践するために、地域の実情に応じた活動、事業ができるよう体制整備に取り組んでまいります。

2、職員の資質向上

新任職員の研修内容を強化するとともに、職員研修を全部門で実施し、個々の技術向上と変化する制度への対応を迅速に行い、地域住民から信頼される職員の資質向上に努めます。

3、事業の効率化

各部門の事業内容を精査しながら、実情に合った事業を行うと共に、地域福祉活動の効率的な実施を図ります。

4、活動財源の安定確保

社協会員会費、寄付金、赤い羽根共同募金は、社協にとっては重要な地域福祉活動の財源であり、年間計画を立てながら役職員の協力を得て目標額達成のための取り組みを強化します。

5、部門間協働の強化

法人運営部門、受託事業部門、介護事業部門等社会福祉協議会の職員間での協働体制を強化し、ワンストップの体制づくりと、地域のあらゆる課題に迅速に対処できる体制を強化します。

6、活動拠点の安定確保

指定管理施設の老朽化等による閉鎖があるため、活動拠点の安定的な確保を図り、地域福祉活動、受託事業等の実施が支障なく行えるよう施設の優先的利用要請を行う。

7、地域福祉活動計画の推進

地域福祉活動計画と宮古島市地域福祉計画の強固な連携を行うことで地域の課題やニーズを細やかに把握し、地域との協働により課題解決を進め自立した生活に繋がります。

具体的事業

I、一人ひとりが福祉の担い手となる人づくり

| 1. 福祉意識の啓発と機会の充実 | | |
|---------------------------------|------|--|
| 共同募金、会費等自主財源充当事業 | | |
| 事業名 | 内 容 | |
| 映画上映会(共同募金・福祉育成支援活動) | 目 的 | 福祉に関する映画の上映会をすることにより地域福祉活動に対する意識の啓発を行う。 |
| | 実施時期 | 年1回 |
| | 会 場 | 未来創造センター |
| | 詳 細 | 広く市民や関係団体へ参加を呼びかけ福祉に関する映画の上映会を実施する。 |
| 宮古島市障がい者スポーツ交流大会(共同募金・障がい者福祉活動) | 目 的 | 障がい者の社会参加の促進、及びあらゆる世代と身体の不自由な方そうでない方の相互理解を深める。 |
| | 実施時期 | 令和5年9月 |
| | 会 場 | 宮古島市立総合体育館 |
| | 詳 細 | 障がい者団体・学生ボランティア・意思疎通団体で、ニュースポーツ大会を実施する。 |
| 新入学児童学用品配布事業(共同募金・児童青少年福祉活動) | 目 的 | 児童福祉に関する社会的関心を喚起するとともに、宮古島市の次代を担う子供達の健やかな成長を地域で支え、また地域、民児協、学校、社協との繋がりを持ちながら児童福祉の向上を図る。 |
| | 実施時期 | 令和5年4月 |
| | 会 場 | 宮古島市内小学校 |
| | 詳 細 | 宮古島市内の新入学児童(小学校入学)へ赤い羽根共同募金配分金を財源に学用品を配布する。 |
| 受託事業 | | |
| 事業名 | 内 容 | |
| 宮古島市長寿大学開催事業(宮古島市長寿大学開催事業) | 目 的 | 地域の高齢者が家に閉じこもらず、生きがいを高めるため、また、仲間づくりの輪を広げるためにレクリエーション活動や各種教養講座等を学習することにより充実した日常生活を創造し、健康づくりに寄与する。 |
| | 実施時期 | 令和5年5月～令和6年2月 |
| | 会 場 | 平良本校、西原分校、久松分校、池間分校、城辺本校、伊良部本校、下地本校、上野本校 |
| | 備 考 | 開講式(5月)、閉講式(2月) 解説講座：書道、舞踊、大正琴、三味線等 |
| 2. 担い手となる人材の育成・確保 | | |
| 共同募金、会費等自主財源充当事業 | | |
| 事業名 | 内 容 | |
| ボランティアセンター運営事業(共同募金・ボランティア活動育成) | 目 的 | 宮古島市内の福祉ボランティアを必要とする方とボランティアをやりたい個人・団体をスムーズ及び迅速に繋げるため設置。 |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 会 場 | 平良老人福祉センター |
| | 備 考 | 事前に研修会を開催。ボランティア活動に興味はあるが、なかなか踏み出せない団体への斡旋。 |

| 事業名 | 内 容 | |
|--|------|---|
| サマーボランティア研修(共同募金・福祉育成援護活動) | 目 的 | 市内の中・高校生を対象にボランティア活動を始めるにあたっての心構え、障がい者や高齢者へのボランティア活動を行う上での基礎的な知識などの研修を行うとともに障がい者スポーツ体験、一人暮らし高齢者宅清掃ボランティアなどを通し実践的な活動を体験する。 |
| | 実施時期 | 令和5年7月 |
| | 会 場 | 平良老人福祉センター、未来創造センター(応募者多数の場合) |
| | 備 考 | 講話を当事者団体に依頼する。 |
| ハンディキャップ体験学習(共同募金・福祉育成援護活動) | 目 的 | 高齢者、障がい者への基礎的な介助方法や接し方などの理解を深める。 |
| | 実施時期 | 通年 |
| | 会 場 | 市内小中学校 |
| | 詳 細 | 4月に市内各小中学校へ案内文書を送付し、希望する学校で実施 市内、小中学校を対象に高齢者体験セットを用いた高齢者体験、視覚・聴覚障がい、車椅子体験、高齢者、障がい者への基礎的な介助方法の実習や福祉講話を行う。 |
| 一人暮らし高齢者宅清掃及び交流事業(共同募金・老人福祉活動) | 目 的 | 地域に住む一人暮らし高齢者との交流と生活環境を整えることにより在宅生活を続けられるようにする。 |
| | 実施時期 | 令和5年7月 |
| | 実施場所 | 清掃：市内一人暮らし高齢者宅 炊き出し：市内公民館 |
| | 詳 細 | 民生委員の紹介で地域に住む一人暮らし高齢者宅へサマーボランティア参加の学生が訪問し、清掃活動を行う。またその際に地域の高齢者と学生が炊き出しを行い高齢者と学生の交流を深める。サマーボランティア研修と連動し、参加学生に実施してもらう。 |
| 宮古地区障がい者スポーツ大会のボランティア募集(共同募金・ボランティア活動育成) | 目 的 | 宮古地区障がい者スポーツ大会のスムーズな運営と、障がい者との交流、理解を深め、ボランティア活動へ携わる機会を作る。 |
| | 実施時期 | 令和5年6月 |
| | 会 場 | 宮古島市立陸上競技場 |
| | 詳 細 | 宮古地区障がい者スポーツ大会実行委員会との共同で、ボランティアの募集を行う。 |
| ボランティア団体への助成(共同募金・ボランティア活動育成) | 目 的 | 学校ボランティア・ボランティア団体へ助成を行い、ボランティア活動の充実強化を図る。 |
| | 実施時期 | 令和5年5月 |
| | 詳 細 | 令和5年4月に各学校、登録しているボランティア団体へ郵送で案内し、希望する団体へ内容を審査し助成金交付。 |

Ⅱ、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり

| 1. 地域で支え合う仕組みづくり | | |
|--------------------------------|------|--|
| 共同募金、会費等自主財源充当事業 | | |
| 事業名 | 内 容 | |
| ふれあいいきいきサロンの推進(地域福祉活動事業) | 目 的 | 高齢者の交流の場への助成により高齢者の外出の機会を増やし引きこもりを減らすことにより、在宅生活の充実を図る。 |
| | 実施時期 | 通年(概ね2回/月) |
| | 会 場 | 市内各所 |
| | 詳 細 | 地域のボランティアを中心とした高齢者の交流の場となるサロンへ助成を行う。 |
| サロン代表者会議の開催(地域福祉活動事業) | 目 的 | ふれあいいきいきサロン代表者対象の勉強会実施 |
| | 実施時期 | 令和5年4月 |
| | 会 場 | 平良老人福祉センター |
| 防災訓練・災害時ボランティアセンター開設訓練(法人運営事業) | 目 的 | 災害発生時の災害時ボランティアセンター開設を迅速に行うため、職員の防災意識向上と危機管理意識向上のため訓練を行う。 |
| | 実施時期 | 令和5年9月 |
| | 会 場 | 上野老人福祉センター |
| | 詳 細 | 大規模災害発生を想定し、災害発生から災害時ボランティアセンター開設までを職員を対象に訓練を行う。 |
| 各センター防災訓練(当該センターサービス区分) | 目 的 | 火災発生時、利用者・職員の迅速な避難と被害を最小限にとどめるため避難誘導等の訓練を行う。 |
| | 実施時期 | 令和5年5月～令和6年2月の間、各施設で1回開催 |
| | 会 場 | 社会老人福祉センター、きゃーぎ、たかやま |
| | 詳 細 | 防火管理者を中心に訓練計画を作成、消防本部と連携し119番通報、初期消火、避難誘導、避難後の人員確認等の訓練を行う。 |
| 防災関連団体連絡会(法人運営事業) | 目 的 | 大規模災害発生時に迅速な対応を円滑に行うため、定期的に関係機関で協議を行う。 |
| | 実施時期 | 令和5年8月 |
| | 会 場 | 宮古島市役所会議室 |
| | 詳 細 | 宮古島市役所防災危機管理課、福祉政策課との連絡会。 |

| 事業名 | 内 容 | |
|--------------------------------|------|--|
| 宮古島市地域福祉計画推進事業(宮古島市地域福祉計画推進事業) | 目 的 | 地域福祉活動のネットワーク化の推進を図ることによって、地域で福祉的支援等を必要とする市民(要援護者)への支援を行うとともに要支援者の地域での自立生活支援のための基盤づくりを行い、地域福祉の向上を図る |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 会 場 | 社会福祉センター、各老人福祉センター |
| | 詳 細 | <p>中福祉圏域(民児協区)単位にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置</p> <p>① 地域づくり支援事業 地域福祉懇談会開催や、既存および新規の小地域ネットワーク協力会議開催の他、福祉講演会、研修会の開催等を行う。</p> <p>② 小地域福祉活動支援 見守り活動支援や「あんしんカード設置」や福祉マップ作成、等。地域での支え合いの体制づくりを進める。</p> <p>③ 住民活動支援 日本語教室開催(毎週水曜)やボランティア活動支援、障がい児やその家族のサークル活動相談支援等。</p> <p>④ 体制づくり 自治会をはじめとした住民組織の他、民生委員児童委員協議会や福祉関係事業所との連携強化をすすめ、多職種協働による事業の推進を行う。</p> <p>⑤ ふれあい総合相談支援センター事業 1) 各地区住民からの各種総合相談支援実施。 2) 要援護者への相談支援</p> |

2. 地域活動の活性化支援

共同募金、会費等自主財源充当事業

| 事業名 | 内 容 | |
|---------------------------------------|------|--|
| 地域見守り声掛け事業(共同募金・福祉育成援護活動) | 目 的 | 民生委員児童委員の『友愛訪問』の一環として、地域の世帯を訪問し、民児協、社協との連携により問題・課題の早期発見や早期解決を図る。 |
| | 実施時期 | 通年 |
| | 実施場所 | 宮古島市全域 |
| | 詳 細 | <p>宮古島市民生委員児童委員協議会との共同事業。</p> <p>地域の民生委員の『友愛訪問』の一環として、見守りが必要と思われる世帯を訪問し、民児協、社協との連携により課題の早期発見や解決に向けた取り組みを行う。また災害要援護者の防災意識の向上を図り、災害対策の周知及び防災グッズの配布を行う。</p> |
| 民生委員児童委員活動の支援協力(共同募金・福祉育成援護活動、地域福祉活動) | 目 的 | 民生委員児童委員と社協は常に「車の両輪」であるため、民生委員児童委員活動の重要性を十分に認識、理解し、積極的に支援協力を行うことにより地域の福祉向上に繋げる。 |
| | 実施時期 | 通年 |
| | 実施場所 | 宮古島市全域 |
| | 詳 細 | <p>支援協力事項</p> <p>(1) 定例会への協力 (2) 友愛訪問の支援 (3) 福祉カルテの整備協力 (4) 各地区間の交流と研修会の開催 (5) 民児協活動に関する連絡調整 (6) 民児協活動への支援 (7) 民児協事務の協力(事務担当者の配置)等</p> |

| | 事業名 | 内 容 | |
|--|----------------------------------|------|---|
| | 福祉団体等助成事業(地域福祉活動事業) | 目 的 | 活動資金としての助成を行うことにより活動を活発にし、地域力の向上と住みよい地域づくりが実現できるようにする。 |
| | | 実施時期 | 令和5年5月(自治会サポート事業は通年) |
| | | 実施場所 | 宮古島市全域 |
| | | 詳 細 | 宮古島市老人クラブ連合会、宮古島市身体障害者福祉協会、宮古地区手をつなぐ育成会、宮古地区身体障害者連合会、宮古島市母子寡婦福祉協会、宮古島市内の申請自治会(自治会サポート事業)へ助成を行い各団体の活動強化を図る。 令和5年4月に各当事者団体、自治会へ郵送で案内し、希望する団体へ内容を審査し助成金を交付。 |
| | ふれあいおはなしフェスティバル(共同募金・児童青少年福祉活動) | 目 的 | 宮古島市内で活動する、読み聞かせの会等の団体が一堂に会し日頃の活動内容を発表し、相互の連携や情報の交換を行うことにより、今後の活動へ生かす。 |
| | | 実施時期 | 令和5年5月 |
| | | 会 場 | 未来創造センター(予定) |
| | | 詳 細 | 市内読み聞かせの会との共同事業。 |
| | 宮古地区障がい者スポーツ大会への係員派遣(地域福祉活動事業) | 目 的 | 宮古地区障がい者スポーツ大会のスムーズな開催運営 |
| | | 実施時期 | 令和5年6月 |
| | | 会 場 | 宮古島市立陸上競技場 |
| | | 詳 細 | 大会役員として職員を派遣する。 宮古地区障がい者スポーツ大会実行委員会との共同事業。 |
| | 宮古地区知的障がい者スポーツ大会への係員派遣(地域福祉活動事業) | 目 的 | 係員派遣を行うことでスポーツ大会の円滑な運営に寄与するとともに、宮古地区の障害者団体と連携を強化する。 |
| | | 実施時期 | 令和6年2月 |
| | | 会 場 | JTA ドーム |
| | | 詳 細 | 大会役員として職員を派遣する。 宮古地区手をつなぐ育成会との共同事業。 |
| | 沖縄県身体障害者スポーツ大会への介助員派遣(地域福祉活動事業) | 目 的 | 介助員を派遣することで、スポーツ大会へ障害者が参加しやすい環境を作ることにより、障害者の社会参加を促進する。 |
| | | 実施時期 | 令和5年10月 |
| | | 会 場 | 沖縄県総合運動公園 |
| | | 詳 細 | 沖縄県総合運動公園で開催される沖縄県身体障害者スポーツ大会選手の介助員派遣。宮古身体障害者連合会との共同事業。 |

| 事業名 | 内 容 | |
|---|------|---|
| 宮古地区 障がい者 フェスティ バル (地域福 祉活動事 業) | 目 的 | 多くの障がい者とボランティアの交流の場としてのフェスティバルが滞りなく開催できるよう支援する。 |
| | 実施時期 | 令和5年11月 |
| | 会 場 | 上野総合体育館 |
| | 詳 細 | 宮古地区社協連絡協議会が開催する、宮古地区障がい者フェスティバルへの事業費負担、大会運営及び係員派遣。 宮古地区社協連絡協議会との共同事業。 |

受託事業

| 事業名 | 内 容 | |
|--|------|--|
| 介護予防 普及啓発 事業(介 護予防普 及啓発事 業) | 目 的 | 生きがいと社会参加を促進すると共に、家に閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者等に対して、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。 |
| | 実施時期 | 通年(各地区月4回) |
| | 実施場所 | 宮古島市全域 |
| | 詳 細 | 概ね70歳以上の元気な高齢者対象 ①高齢者介護予防の取り組み ②ピクニック等の実施 ③各地区の参加人数を増やすためチラシを作成し、配布するとともに宮古島市老人クラブ連合会と連携し、各老人クラブ会員へも参加を呼び掛ける。 ④宮古島市老人クラブ連合会が宮古島市より受託しているワイドー教室と連携できないか協議していく。 |

3. サービス利用支援と質の向上

共同募金、会費等自主財源充当事業

| 事業名 | 内 容 | |
|---|------|---|
| 社協だよ りの発刊 (地域福 祉活動事 業) | 目 的 | 市民、関係団体、会員等へ活動・事業実施内容等の報告を行い、活動への理解と協力が得られるようにする。 |
| | 実施時期 | 令和5年4月、令和5年12月発刊予定 |
| | 実施場所 | 宮古島市全域 |
| | 詳 細 | 宮古島市社会福祉協議会の様々な事業等を掲載し 宮古島市内全戸、(広報みやこじま配布世帯)、特別会員へ配布 |
| ホームペ ージの活 用 (法人運 営事業) | 目 的 | 市民、関係団体、会員等へ活動・事業実施内容等の報告を行い、活動への理解と協力が得られるようにする。 |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 実施場所 | 全世界向け発信 |
| | 詳 細 | 事業計画、資金収支予算、事業報告、決算報告、定款、各種規程等、新着情報、フォトレポートなど様々な情報を公開・発信する。 |
| マスコミ、宮古 島市広報 誌の活用 (法人運 営事業) | 目 的 | 市民、関係団体、会員等へ活動・事業実施内容等の報告を行い社協活動への理解と協力が得られるようにする。 |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 実施場所 | 宮古島市全域 |
| | 詳 細 | 様々な事業実施に伴う情報や事業実施状況をマスコミや宮古島市の広報誌を活用し情報発信を行う。 |

| 事業名 | | 内 容 | |
|--------------------------------------|------|---|--|
| 各介護事業所活動内容の広報 | 目 的 | 宮古島市社会福祉協議会で行っている、介護保険事業、障害者総合支援事業等の活動内容、事業内容を広報するため、ホームページやチラシ、掲示板等を利用し広報活動を行う。 | |
| | 実施時期 | 随時 | |
| | 会 場 | 地域住民（チラシ、掲示板）、全世界（ホームページ）向け発信 | |
| | 詳 細 | ① 小規模多機能型居宅介護事業所きゅーぎ及びたかやまが発行する「たより」を各施設前に掲示板を設置し掲示するとともに、ホームページ新着情報へ掲載。 ② 各社会福祉センター、老人福祉センターへ掲示板を設置し各センターで行っている事業の広報及び内容を掲示各事業のチラシ作成。 | |
| 広報委員会（法人運営事業） | 目 的 | 広報活動について幅広い意見を得て広報について検討する。 | |
| | 実施時期 | 令和5年4月～3月 | |
| | 会 場 | 宮古島市社会福祉センター | |
| | 詳 細 | 社協だより、ホームページ等の内容検討や広報に関して幅広く意見を交換し、より効果的な広報活動を協議する。 | |
| 受託事業 | | | |
| 事業名 | | 内 容 | |
| 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場くれよん）（地域子育て支援拠点事業） | 目 的 | 親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場を身近な地域に設置する事により、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。 | |
| | 実施時期 | 随時 | |
| | 実施場所 | 宮嶋ビル1階 | |
| | 詳 細 | 利用対象乳幼児（0歳～5歳）とその親等 ① 子育て親子の交流、つどいの広場の提供、誕生会やクリスマス会等の季節のイベント開催等。 ② 子育てに関する相談、援助の実施（子育ての悩み相談等） ③ 地域の子育て関連情報の提供 くれよんだよりの配布、ホームページやマスコミ等への掲載。 ④ 子育て及び子育て支援に関する講習の実施 子育て講座や乳幼児の救急法、絵本の講座等。 ⑤ 積極的な研修参加による職員の資質向上 多様化、複雑化する相談、支援等に対応していくため、研修会等へ積極的に参加することで子育てアドバイザーの資質向上を図る。 | |

| 事業名 | | 内 容 | |
|--------------------------------------|------|---|--|
| 地域包括支援センターひらら、みやこ(地域包括支援センターひらら、みやこ) | 目 的 | <p>介護・医療・保健・福祉などのさまざまな面から高齢者を支える「総合相談窓口」。高齢者の皆さんの心身の状態に合わせて地域で自立して生活できるように「介護予防の支援」、虐待の相談や成年後見制度活用の支援など「高齢者の権利を守る」支援、包括的・継続的に「住みよい地域づくり」支援を行う。</p> <p>地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置。</p> | |
| | 実施時期 | 随時 | |
| | 会 場 | <p>宮古島市地域包括支援センターひらら（平良圏域）</p> <p>宮古島市地域包括支援センターみやこ（平良圏域以外）</p> | |
| | 詳 細 | <p>地域包括支援センターの主な業務は次の5つ。（高齢者の保健医療の向上及び福祉増進の包括的支援事業）</p> <p>①介護予防ケアマネジメント業務 ②総合相談支援業務 ③権利擁護業務 ④認知症カフェの実施</p> <p>⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を一体的に実施</p> | |
| 介護保険関連事業 | | | |
| 事業名 | | 内 容 | |
| 居宅介護支援事業(居宅介護支援事業) | 目 的 | <p>介護サービスに関する申請の代行や介護認定を受けた後に在宅で介護を必要としている要介護者(要支援者)やその家族の状況・生活環境・意向に応じたケアプランを、介護支援専門員(ケアマネージャー)が作成し、そのプランに基づいて、適切な居宅サービスが提供されるよう、事業者関係機関との連絡調整を行うなど、在宅での介護支援を行う。</p> | |
| | 対 象 | 高齢者及びその家族 | |
| | 実施場所 | 下地上野老人福祉センター | |
| | 詳 細 | <p>対象は65歳以上高齢者及び40歳以上の特定疾病の方</p> <p>○相談の受付・応対</p> <p>○アセスメント（課題の分析）</p> <p>○ケアプラン作成（居宅サービス計画の策定）及び担当者会議の開催</p> <p>○提供サービスについての調整、給付管理</p> <p>○モニタリング（定期訪問しての評価や見直し）</p> | |
| 特定相談事業(障がい者総合支援事業しゃきょう) | 目 的 | <p>障害のある方やご家族から、障害福祉サービスを利用するにあたっての相談や日常の相談を受け、障害福祉サービスの利用計画の作成を行い、在宅生活、在宅サービスを受ける支援を行います。</p> | |
| | 対 象 | 障がい者及びその家族 | |
| | 実施場所 | 下地上野老人福祉センター | |
| | 詳 細 | <p>対象は障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者。</p> <p>○相談の受付・応対</p> <p>○アセスメント（課題の分析）</p> <p>○サービス等利用計画の策定</p> <p>○提供サービスについての調整</p> <p>○モニタリング（定期訪問しての評価や見直し）</p> | |

Ⅲ、誰もが安心して暮らしていけるまちづくり

1. 子どもや高齢者、障がい者等の権利を守るの仕組みづくり

| 受託事業 | | |
|----------------------------------|------|---|
| 事業名 | 内 容 | |
| 日常生活自立支援事業（権利擁護） （日常生活自立支援事業） | 目 的 | 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行うことにより、在宅での自立生活を支援するため実施。 |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 実施場所 | 平良老人福祉センター |
| | 詳 細 | ① 生活支援員連絡会の定期的な開催（3回/年） 連絡会を定期的に開催し、複雑化する利用者の課題に対応するため、研修や情報交換を通して生活支援員の援助技術の向上を図る。 ②行政や関係機関との連携強化 県や市、介護保険事業所等との連携で、支援が円滑に行えるよう連携を強化。各団体主催のケース会議への参加。 ③積極的な研修参加による専門員の資質向上 多様化、複雑化する相談、支援等に対し、研修会等へ積極的に参加することで専門員の資質向上を図り、柔軟な対応ができる専門員の質の向上を図る。 1) 日常生活自立支援専門員連絡会 2) 日常生活自立支援事務局長等連絡会 3) 日常生活支援員研修会 4) その他 |
| 法人後見受任事業（法人後見受任事業） | 目 的 | 判断能力が不十分なために意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人又は補助人に就任することにより本人の権利擁護を図り、もって地域福祉の推進に寄与する。 |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 実施場所 | 平良老人福祉センター |
| | 詳 細 | ①サービス内容 財産管理と生活上の相談や利用者の安心生活のため身上監護を行う。 ②被後見人の適正な決定 運営審査委員会を設置し、専門家の意見により、後見人等の受任の判断を行う。 ③関係機関との連携 宮古島市、各種施設、日常生活自立支援事業と連携し後見の必要な市民の適正な利用を推進する。 1) 家庭裁判所と関係機関の連携会議への参加 ④積極的な研修参加による専門員の資質向上 研修会等へ積極的に参加することで専門員の資質向上を図り、柔軟な対応ができる専門員の質の向上を図る。 1) 基礎研修（社会福祉士会） 2) 社協における法人後見推進会議等 |

2. 困難を抱えた市民への支援

| 共同募金、会費等自主財源充当事業 | | |
|-------------------|------|--|
| 事業名 | 内 容 | |
| 法外援護給付金（地域福祉活動事業） | 目 的 | 宮古島市に居住する緊急かつ一時的に生活援助を必要とする生活困窮者（世帯）に対して、当面の生活維持を図る。 |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 会 場 | 平良老人福祉センター |
| | 詳 細 | 1回に限り商品券を支給する。 |

| 事業名 | 内 容 | |
|---|------|---|
| 子育て応援事業 (共同募 金配分・ 児童青少 年福祉活 動事業) | 目 的 | 生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭と、子育てに必要な情報提供や関係機関との繋がりを持ち子育てへの不安を少なくする。 |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 会 場 | 平良老人福祉センター |
| | 詳 細 | 生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭へ、子育てに必要な情報提供や関係機関との繋がりを持つことを目的とし、その一環として児童委員や母子推進員と連携し、1回に限りオムツを支給する。 |
| 地域歳末 たすけあ い配分金 事業(歳 末たすけ あい配分 金事業) | 目 的 | 生活に困窮する世帯が明るいお正月を迎えられるようにする。 |
| | 実施時期 | 令和5年12月 |
| | 実施場所 | 宮古島市全域 |
| | 詳 細 | 民生委員から調査された該当世帯へ、12月下旬に歳末たすけあい義援金配分金を支給する。 |
| 母子会交 流会(共 同募金・ 父子・母 子福祉活 動) | 目 的 | 宮古島市内のひとり親世帯相互の情報交換や交流を深める。 |
| | 実施時期 | 令和5年12月 |
| | 会 場 | 平良老人福祉センター |
| | 詳 細 | 宮古島市母子寡婦福祉協会とクリスマス交流会を共催。 |
| フードバ ンク『ん まんま』 事業(地 域福祉活 動事業) | 目 的 | 生活困窮世帯の自立支援。 |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 会 場 | 平良老人福祉センター |
| | 詳 細 | 地域の人から食料の寄付を受け、生活が困窮している人へ提供する。担当は地域福祉係及び宮古島市地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業担当者。 |
| 相談対応 職員等ス キルアッ プ研修 (所属サ ービス区 分) | 目 的 | 相談対応職員等のスキルアップを図るため、研修などに参加させ、困難を抱えた市民への対応力を強化し心の健康づくりを推進する。 |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 会 場 | 各部署 |
| | 詳 細 | 自主的な研修と外部研修への参加を推進し経費を負担する。 |
| 受託事業 | | |
| 事業名 | 内 容 | |
| 宮古島市 地域にお ける生活 困窮者支 援等のた めの地域 づくり事 業 | 目 的 | 住民の持つ多様な生活課題に対応できるよう、地域のニーズ、生活課題、住民主体の活動支援、情報発信、地域コミュニティの居場所づくり等の活動の推進を図る。 |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 会 場 | 平良老人福祉センター |
| | 詳 細 | 年齢や性別、置かれている生活環境などにかかわらず、地域において誰もが安心して生活を維持できるよう地域住民による共助の活性化を図ることと。生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを作り、これらを地域全体で支える基盤を構築し、地域福祉を推進させる。 ①困窮者支援のための住民主体の活動支援や情報発信 ②フードバンク周知と拡充（フードボックスの増設、観光客を含めた周知、利用世帯を増やす。） ③市民講習会の実施（年間5回以上） ③ SDGs を活用した困窮支援の啓発 |

| 事業名 | 内 容 | |
|--|------|---|
| 生活福祉資金貸付事務(生活福祉資金貸付事業) | 目 的 | 低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金の貸付申請の相談受付を行う。 |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 会 場 | 平良老人福祉センター（地域福祉係） |
| | 詳 細 | (1) 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金 (2) 臨時特例つなぎ資金 |
| 宮古島市高齢者見守り事業（訪問介護事業、小規模多機能型居宅介護事業きょうぎ） | 目 的 | 高齢者の緊急事態や不安を解消し、日常生活の安全を確保し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援し、高齢者が安心して暮らす事のできるサービス提供体制を構築することを目的とする。 |
| | 対 象 | 高齢者 |
| | 実施場所 | 宮古島市指定訪問介護事業所しゅきょう 宮古島市社協小規模多機能型居宅介護事業所きょうぎ |
| | 詳 細 | 宮古島市よりの受託を受け介護保険対象外サービス提供支援を行う。 ①緊急時随時対応サービス ②定期訪問サービス |
| くらしのサポート事業(くらしのサポート事業) | 目 的 | 介護保険、障害者総合支援事業等のメニューでは行えないサービスを行い在宅生活が円滑に過ごせるようにする。 |
| | 対 象 | 高齢者及びその家族 |
| | 実施場所 | 宮古島市社会福祉協議会独自で実施。 訪問介護事業所しゅきょう（下地上野老人福祉センター内） |
| 緊急医療情報キット配布事業（共同募金・福祉育成援助活動事業） | 目 的 | 健康上不安を抱える高齢者、及び障がい者等に対し、体調悪化により救急救命が必要となった際、救急隊員など対応する者が本人の情報（持病・服薬状況・かかりつけ医療機関・緊急連絡先等）を迅速に把握し、適切な処置対応ができるように備えておくことを目的とする。 |
| | 対 象 | 65歳以上の健康上不安を抱える高齢者及び見守りが必要な障がい者等 |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 詳 細 | 本人の情報の記載されたシートや服薬情報提供書、保険証写し等、緊急時に迅速に提供が望まれる書類等を事前に準備し情報キットボトルに入れ冷蔵庫内で保管する。キットについても広く周知活動を行い普及を図る。 |

3. 福祉活動の拠点整備

共同募金、会費等自主財源充当事業

| 事業名 | 内 容 | |
|--------------------------------|------|--|
| 宮古島市総合福祉センター設置に向けた取り組み(法人運営事業) | 目 的 | 宮古島市社会福祉協議会やボランティア団体、当事者団体等の活動拠点の中心的施設と中福祉圏域拠点の施設整備を図り、福祉活動の円滑な推進を図る。 |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 会 場 | 宮古島市役所 |
| | 詳 細 | 宮古島市と協働し、宮古島市社会福祉協議会や当事者団体、市民が利用しやすい場所にするため、計画の段階からの参画が出来るよう、要請行動と早期設置を要望する。 |

| 受託事業 | | 内 容 |
|------------------------------------|------|---|
| 事業名 | | |
| 宮古島市生活支援体制整備事業(宮古島市生活支援体制整備事業) | 目 的 | 高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化、及び高齢者の社会参加の推進を図っていくことを目的に実施。 |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 実施場所 | 袖山ガーデン |
| | 詳 細 | 地域に出かけ、具体的なニーズの収集、社会資源等のマップ化、協議体の設置、新たな生活支援サービスの検討など、介護保険に頼らずに生活を続けられる地域づくりを目指す。 ① 高齢者の生活ニーズの収集 ② 会資源等の把握とマッチング ③ 住民同士で考える協議体の設置 ④ 新たな生活支援サービス等の検討 などを行い、【介護保険に頼らない暮らし方】、【最後まで暮らし続けられる地域】を目指して取り組んでいく。 |
| 宮古島市地域介護予防活動支援事業(宮古島市地域介護予防活動支援事業) | 目 的 | 高齢者が誰でも参加できる住民主体の通いの場の充実と、生きがいづくりを目的とし、併せて介護予防活動のボランティア人材育成、及び地域へのアウトリーチ、広報等を通じた介護予防活動を行う。 |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 実施場所 | 平良老人福祉センター、公民館等 |
| | 詳 細 | 心身の機能低下の予防・向上を図る観点から、利用者の状況・ニーズに応じて、介護予防・利用者同士の交流・レクリエーションなどを行う。おもりを使った筋力体操であるいきいき百歳体操も通いの場を含む。 ① 通いの場事業/月2回(基本) 通いの場ボランティアへの支援(毎月)。 ② いきいき百歳体操…週1回(基本)※場の状況に応じて回数増可能 いきいき百歳体操ボランティアへの支援(毎月)。 ③ 生活支援の担い手に係る企画 既存の通いの場、いきいき百歳体操支援ボランティア支援(毎月) ボランティア養成講座や通いの場・いきいき百歳体操新聞発行等、研修及び情報発信。 |
| 宮古島市指定管理者運営事業(宮古島市指定管理者運営事業) | 目 的 | 社会福祉センター、老人福祉センターの維持管理等。 |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 会 場 | 宮古島市社会福祉センター、平良老人福祉センター、伊良部老人福祉センター、下地上野老人福祉センター |
| | 詳 細 | 令和4年4月より5年間の指定を受け運営(4期目)。 |

IV、自主財源確保と組織体制強化に向けた取り組み

| 1. 自主財源確保に向けた取り組み | | |
|--|------|--|
| 共同募金、会費等自主財源充当事業 | | |
| 事業名 | 内 容 | |
| 一般会員 会費説明 会(地域 福祉活動 事業) | 目 的 | 自主財源確保と社協活動の説明を行い、理解を深めてもらう。 |
| | 実施時期 | 令和5年5月 |
| | 会 場 | 社会福祉センター、老人福祉センター |
| | 詳 細 | 行政連絡員、自治会長を対象に社協会員会費説明会及び戸別会費徴収依頼(5地区にて順次開催)。 |
| 賛助会 員、団体 会員、特 別会員募 集(地域 福祉活動) | 目 的 | 自主財源確保と社協活動の説明を行い、理解を深めてもらう。 |
| | 実施時期 | 令和5年5月～9月 |
| | 実施場所 | 宮古島市全域 |
| | 詳 細 | 市内の業者・会社・官公庁・民間事業所・各団体へ会員会費の募集を行う。 |
| 赤い羽根 共同募金 説明会 (共同募 金事務 費) | 目 的 | 自主財源確保と相互助け合い活動資金の確保を行い社協活動への理解を深めてもらう。 |
| | 実施時期 | 令和5年9月 |
| | 会 場 | 社会福祉センター、老人福祉センター |
| | 詳 細 | 自治会、職場等を対象に募金の趣旨説明を行い募金の協力依頼をする。 |
| 赤い羽根 共同募金 依頼(共 同募金事 務費) | 目 的 | 自主財源確保と相互助け合い活動資金の確保を行い社協活動への理解を深めてもらう。 |
| | 実施時期 | 令和5年10月 |
| | 会 場 | 社会福祉センター、老人福祉センター |
| | 詳 細 | 宮古島市内外の業者・会社・官公庁・民間事業所・各団体へ赤い羽根共同募金(職域募金・法人募金・団体募金)への協力依頼。 |
| 赤い羽根 共同募金 街頭募金 (共同募 金事務 費) | 目 的 | 自主財源確保と相互助け合い活動資金の確保、思いやりの心助け合いの心を育てる。 |
| | 実施時期 | 令和5年10月 |
| | 実施場所 | 市内大手スーパー前(マックスバリュ、かねひで、サンエー) |
| | 詳 細 | 学生ボランティアへ依頼し店舗前で募金活動。 市内の商業施設店舗前にて学生ボランティアを中心に実施する。 |
| 地域歳末 助け合い 運動(共 同募金事 務費) | 目 的 | 宮古島市市内の業者・会社・官公庁へ歳末職域募金として協力依頼。 |
| | 実施時期 | 令和5年12月 |
| | 実施場所 | 宮古島市全域 |
| | 詳 細 | 宮古島市市内の業者・会社・官公庁へ歳末職域募金として協力依頼。 |
| 歳末チャ リティー イベント (共同募 金事務 費) | 目 的 | 多くの義援金の協力を得ることにより、生活に困窮する世帯が明るいお正月を迎えられるようにする。 |
| | 実施時期 | 令和5年12月 |
| | 実施場所 | 宮古島市全域 |
| | 詳 細 | 例年は伊良部地区で開催。イベントはグラウンドゴルフ大会。 |
| チャーリ ティーバ ザー(法 人運 営事 業) | 目 的 | 家庭内の不用品を持ち寄り、販売し、資源のリサイクルと自主財源の確保を行う。 |
| | 実施時期 | 令和5年8月 |
| | 会 場 | 宮古島市社会福祉センター |
| | 詳 細 | 役職員へ呼びかけ、家庭内で不要になったものをチャリティーバザーで販売し、自主財源の確保を行う。 |

| 事業名 | 内 容 | |
|---|------|--|
| 福祉資金 造成芸能 チャリテ ィー公演 (芸能チ ャリテ ィー公演実 行委員会 会計) | 目 的 | 宮古島市内外で活躍している芸能家有志及び福祉資金造成の趣旨に賛同される方々の御協力を得て、より充実した福祉事業の推進と、多様な福祉ニーズへの対応を図っていくことを目的に開催する。 |
| | 実施時期 | 令和6年1月 |
| | 会 場 | 宮古島市マティダ市民劇場 |
| | 詳 細 | 宮古島市で活動する芸能団体へ参加を依頼し芸能チャリティー公演を開催。 |
| 介護保険関連事業 | | |
| 事業名 | 内 容 | |
| 訪問介護 事業 | 目 的 | 自宅において身体の清潔保持、身の回りの清潔保持、食事介助等の支援により在宅生活の継続。 |
| | 対 象 | 高齢者 |
| | 実施場所 | 下地上野老人福祉センター |
| | 詳 細 | サービス提供責任者、管理者候補の職員（非常勤職員）を配置し、後進の育成を図るとともに、現職の人員について資格取得の推進、助成を行う。 |
| 通所介護 事業 | 目 的 | 家族介護負担の軽減、バランスの取れた食事、入浴、日常生活訓練、健康チェック等で在宅生活の維持を図る。 |
| | 対 象 | 高齢者 |
| | 実施場所 | 宮古島市社会福祉センター |
| | 詳 細 | 管理者候補の職員（非常勤職員）、生活相談員を配置し、後進の育成を図るとともに、現職の人員について資格取得の推進、助成を行う。 |
| 小規模多 機能型居 宅介護事 業 | 目 的 | 介護を必要とされている人が住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、柔軟な対応を行う。 施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、日常生活上の支援や機能訓練を行う。 |
| | 対 象 | 高齢者 |
| | 実施場所 | 小規模多機能型居宅介護事業所きやーぎ（城辺地区）城辺字長間 小規模多機能型居宅介護事業所たかやま（下地上野地区）上野字新里 |
| | 詳 細 | 管理者候補の職員（非常勤職員）を配置し後進の育成を図るとともに、現職の人員について資格取得の推進、助成を行う。 |
| 障害者総 合支援事 業 | 目 的 | 障がい者総合支援法に基づき障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する、障害福祉サービスの実施。 |
| | 対 象 | 障がい者 |
| | 実施場所 | 下地上野老人福祉センター |
| | 詳 細 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する、障害福祉サービス。 ・ 居宅介護…居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助を行う。 ・ 重度訪問介護…重度の障害者で常時介護を要する者に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行う。 ・ 同行援護…視覚障害により自力での移動が難しい方に対して外出時の支援する。 ・ 資格取得の推進、助成を行う。 |

| 事業名 | 内 容 | |
|------------------|------|--|
| 一般旅客自動車運送事業 | 目 的 | 通院時の乗降介助や移動困難な方の外出が実施できるよう法令に基づき実施。 |
| | 対 象 | 高齢者、障がい者等 |
| | 実施場所 | 下地上野老人福祉センター |
| | 詳 細 | 道路運送法により移動支援、病院への送迎等のサービスを実施するために当事業実施が必須となっている。 道路運送法第78条第2号に定める乗車定員11人未満の自動車で、運行時に寝台及び車椅子を固定することのできる設備を有する特殊用途自動車旅客運送事業を行う。 |
| 事業名 | 内 容 | |
| 移動支援事業（宮古島市より受託） | 目 的 | 外出のための支援を行う事により地域における自立生活及び社会参加の促進を図る事を目的に実施。 |
| | 実施時期 | 随時 |
| | 実施場所 | 下地上野老人福祉センター |
| | 詳 細 | 屋外での移動が困難な障がい者等に対して、車両での送迎、介助者による付き添い等外出のための支援を行う。 |

2. 組織体制強化に向けた取り組み

共同募金、会費等自主財源、補助金充当事業

| 事業名 | 内 容 | |
|--------------------------|------|--|
| 評議員会 (法人運営事業) | 目 的 | 事業計画・資金収支予算の審議、事業報告・決算報告の審議、定款及び各種規程等の改正、新設に伴う審議、その他評議員会で審議が適当と認められる事項の審議。 |
| | 実施時期 | 年3回開催 |
| | 会 場 | 宮古島市社会福祉センター |
| 理事会 (法人運営事業) | 目 的 | 事業計画・資金収支予算の審議、事業報告・決算報告の審議、定款及び各種規程等の改正、新設に伴う審議、その他理事会で審議が適当と認められる事項の審議。 |
| | 実施時期 | 年3回開催 |
| | 会 場 | 宮古島市社会福祉センター |
| 役員会 (法人運営事業) | 目 的 | 会長、副会長、事務局長、企画総務課長、地域福祉課長、事業課長による事業実施に関するさまざまな協議。必要に応じ担当職員を招集。 |
| | 実施時期 | 毎月2回を目安に開催（第2第4水曜日予定） |
| | 会 場 | 宮古島市社会福祉センター |
| 課長会 (法人運営事業) | 目 的 | 事務局長、企画総務課長、地域福祉課長、事業課長による事業実施に関するさまざまな協議。必要に応じ担当職員を招集。 |
| | 実施時期 | 毎月2回を目安に開催（第2第4月曜日予定） |
| | 会 場 | 宮古島市社会福祉センター |
| 事業専門部会議 (当該事業のサービス区分) | 目 的 | 事業ごとに事業推進に関し必要な事項を協議。 |
| | 実施時期 | 必要に応じ |
| | 会 場 | 当該事業があるセンター内 |
| 決算監査 (法人運営事業) | 目 的 | 監事による令和4年度事業報告及び決算報告を監査。 |
| | 実施時期 | 令和5年5月 |
| | 会 場 | 宮古島市社会福祉センター |
| | 詳 細 | 監事二人による監査、一人は会計業務に関する監査、一人は事業内容による監査。 |

| 事業名 | 内 容 | |
|--------------------|------|--|
| 第三者委員会(法人運営事業) | 目 的 | 宮古島市社会福祉協議会の実施する事業への苦情へ適切に対処するため設置。 |
| | 実施時期 | 必要に応じ |
| | 会 場 | 宮古島市社会福祉センター |
| | 詳 細 | 第三者委委員（2名）会長、副会長、事務局長、企画総務課長、地域福祉課長、事業課長による苦情受付状況報告及び解決に向けた会議。 |
| 管理職研修(法人運営事業) | 目 的 | 管理職を対象に組織運営管理能力、外部との調整能力を高め、法人レベルでの業務の改善や課題解決能力を研修し管理職の資質向上を図る。 |
| | 実施時期 | 令和5年11月 |
| | 会 場 | 宮古島市社会福祉センター等 |
| | 詳 細 | ① 組織の責任者としての自覚を有し、良好な職場環境の整備に努めるとともに、目標の設定、目標が理解されるための調整、進行管理、事後評価、関係機関との調整、議会や住民等との調整・折衝を行う技術。 ② 必要な情報を積極的に収集・活用するとともに 状況の変化を正確、迅速に把握し、常に安定した態度での確な対応策の選択を行い、住民との協働の重要性を踏まえ、施策立案、政策形成を行う技術。 ③ 部下職員に適切に方向性を示し、その育成・指導・監督を行うと共に、規律を遵守し、組織の統括や改革を図る。 |
| 職員研修(法人運営事業) | 目 的 | 社会福祉協議会事業、リスク管理、各種制度等について理解を深めるとともに、各事業相互の連携を深める。 |
| | 実施時期 | 令和6年2月他 |
| | 会 場 | 宮古島市社会福祉センター等 |
| | 詳 細 | ①全職員を対象に、宮古島市社会福祉協議会で行っている様々な事業について理解を深めるとともに、各事業相互の連携を深める。 ②各課において所属課の事業への理解を深めるとともに、事業相互の連携を図る。 |
| 新任職員研修(法人運営事業) | 目 的 | 雇用3年以内の職員を対象に、宮古島市社会福祉協議会で行っている様々な事業についての基礎知識を学ぶ。 |
| | 実施時期 | 令和5年7月 |
| | 会 場 | 宮古島市社会福祉センター |
| 現任職員研修(法人運営事業) | 目 的 | 雇用3年以上の職員を対象に、実情に合わせてスキルアップを図る。 |
| | 実施時期 | 令和5年7月 |
| | 会 場 | 宮古島市社会福祉センター |
| 事業課職員研修の実施 | 目 的 | 事業課全部所を対象に研修を実施し、サービス内容の充実及び各自のスキル向上を図る。 |
| | 実施時期 | 年12回 |
| | 詳 細 | 事業課各部署 |
| 事業課各事業管理者ミーティングの実施 | 目 的 | 事業課で行っている各事業の管理者又は代表者でミーティングを行い、各事業間の連携強化、相互理解を深める。 |
| | 実施時期 | 年1～2回 |
| | 詳 細 | 当該部署 |
| 事業課新任職員研修の実施 | 目 的 | 各年度当初、年度途中及び前年度に雇用された職員に対し宮古島市社会福祉協議会全体の内容（実施事業、予算、決算）等について研修を行い社会福祉協議会への理解を深める。 |
| | 実施時期 | 令和5年5月、令和5年11月 |
| | 詳 細 | 平良老人福祉センター |